

島根県立島根中央高等学校卒業生会会則

- 第1条 本会は島根県立島根中央高等学校卒業生会と称する。
- 第2条 本会は事務局を島根県立島根中央高等学校に置き、必要に応じ支部を置く。支部に関する規則は各支部において定めるものとする。
- 第3条 本会は会員相互の親睦を厚くし、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
(1) 母校に対する物心両面にわたる支援。
(2) 会誌の発行および名簿の作成。
(3) その他、本会の目的達成上必要な事業。
- 第5条 本会の会員は、次の通りとし、第1項より第7項までに定める者を正会員、第8項より第9項までに定める者を特別会員とする。
(1) 島根県立川本農蚕学校卒業生。
(2) 島根県立川本農林学校卒業生。
(3) 島根県立川本農林高等学校及び同校併設中学校卒業生。
(4) 島根県立川本高等女学校及び同校併設中学校卒業生。
(5) 島根県立川本高等学校卒業生。
(6) 島根県立邑智高等学校卒業生。
(7) 島根県立島根中央高等学校卒業生。
(8) 島根県立島根中央高等学校教職員。
(9) 前各項に規定する学校職員であった者。
- 第6条 本会の正会員は、入会金を納めなければならない。入会金の額は別に定める。
- 第7条 本会の正会員は、会費を負担する。会費の額は必要に応じて定め徴収する。
- 第8条 本会に次の役職員を置く。
(1) 会長1名 (2) 副会長4名 (3) 理事若干名 (4) 監事3名 (5) 評議員若干名
(6) 顧問及び参与
- 第9条 本会の役員を選出は、次の方法で行う。
(1) 会長及び副会長3名は、理事の互選により選出する。
(2) 副会長のうち1名は学校長とする。
(3) 理事及び監事は、総会で選出する。
(4) 評議員は、正会員の中から選出する。
(5) 顧問及び参与は会長が理事会に諮り委嘱する。
- 第10条 役員の仕事は次の通り定める。
(1) 会長は、本会の会務を統理し、本会を代表する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代行する。
(3) 理事は理事会を構成し、会務を議決し執行にあたる。
(4) 監事は会務を監査する。
(5) 評議員は評議員会を構成し、会長が統理する事項のほか緊急止むを得ないときは、総会に代り会の運営に関する事項を協議する。
(6) 顧問及び参与は必要に応じて各会議に出席し意見を述べるとともに、会務の企画運営について指導助言を行うものとする。

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再選は妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残余期間とする。役員の任期が満了するも、後任者が就任するまでは、尚その任にあたるものとする。

第12条 本会は、次の会議を開く。

- (1) 総 会 毎年1回会長が招集し、予算決定の審議、会員の総意を問うべき事項の審議を行う。
総会の議長は出席会員が選出する。
- (2) 理事会 必要に応じて、会長が招集する。
議長は会長があたる。
- (3) 評議員会 会長若しくは理事会が必要と認めたとき、または監事から要求があったとき、会長が招集する。議長は会長があたる。

第13条 本会の会計は下記の通りとする。

- (1) 本会の運営に必要な経費は、入会金、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。
- (2) 会費及び入会金は、社会情勢の変化に即応し、総会で決定する。
- (3) 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第14条 本会の運営上必要な細則は、理事会において決定する。

第15条 本会則は、平成22年2月27日より施行する。